

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 8 年 6 月 定例会 議案 目次

議案番号	件名
議第 4 0 号	令和 8 年度山形市一般会計補正予算
議第 4 1 号	令和 8 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算
議第 4 2 号	土地の処分について（山形北インター産業団地分譲用地）
議第 4 3 号	消防ポンプ自動車の購入について
議第 4 4 号	高規格救急自動車の購入について
議第 4 5 号	業務委託契約の締結について（消防救急デジタル無線整備事業業務）
議第 4 6 号	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について（市南部への児童遊戯施設整備事業）
議第 4 7 号	山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部改正について
議第 4 8 号	山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 4 9 号	山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 5 0 号	山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 5 1 号	山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 5 2 号	山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 5 3 号	山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
報第 2 号	専決処分の承認について（令和 7 年度山形市一般会計補正予算）
報第 3 号	専決処分の承認について（山形市市税条例の一部改正について）
報第 4 号	専決処分の承認について（山形市国民健康保険税条例等の一部改正について）

議 第 40 号

令和 8 年度山形市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山形市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,889,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		19,349,711 ^{千円}	207,032 ^{千円}	19,556,743 ^{千円}
	2 国庫補助金	4,611,497	207,032	4,818,529
16 県支出金		8,713,296	99,241	8,812,537
	1 県負担金	5,140,896	31,475	5,172,371
	2 県補助金	2,915,845	67,766	2,983,611
19 繰入金		3,059,060	315,396	3,374,456
	2 基金繰入金	2,676,926	315,396	2,992,322
22 市債		8,521,100	121,500	8,642,600
	1 市債	8,521,100	121,500	8,642,600
歳入合計		117,146,000	743,169	117,889,169

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		18,797,242 ^{千円}	150,309 ^{千円}	18,947,551 ^{千円}
	1 総務管理費	8,178,431	6,076	8,184,507
	2 徴 税 費	1,190,885	2,759	1,193,644
	7 企 画 費	3,707,215	3,085	3,710,300
	8 文化スポーツ費	4,897,143	138,389	5,035,532
3 民 生 費		44,943,389	157,622	45,101,011
	4 災 害 対 策 費	157,191	157,622	314,813
4 衛 生 費		8,988,487	△ 17,200	8,971,287
	3 環 境 保 全 費	494,138	△ 17,200	476,938
6 農 林 水 産 業 費		2,064,490	123,771	2,188,261
	1 農 業 費	1,721,200	123,771	1,844,971
7 商 工 費		6,836,505	96,492	6,932,997
	1 商 工 費	6,763,315	96,492	6,859,807
8 土 木 費		11,182,154	229,303	11,411,457
	2 道路橋りょう費	3,197,632	100,690	3,298,322
	4 都 市 計 画 費	3,439,946	128,613	3,568,559
10 教 育 費		10,057,480	2,872	10,060,352
	4 高 等 学 校 費	1,474,703	2,872	1,477,575
歳 出 合 計		117,146,000	743,169	117,889,169

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市有施設太陽光発電設備導入事業費 補 助 金	千円 8,172	千円 25,372

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 基 盤 整 備 事 業	千円 5,800	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合によ り償還年限を短縮し、繰 上償還をし、又は低利債 に借り換えることができ る。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	千円 15,100	千円 17,800
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	666,000	719,600
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	34,600	36,600
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	293,600	335,700
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	250,700	266,000

議 第 41 号

令和 8 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,147,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		4,067,203 ^{千円}	104,883 ^{千円}	4,172,086 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,067,203	104,883	4,172,086
6 繰入金		1,464,387	20,091	1,484,478
	2 基金繰入金	66,375	20,091	86,466
歳入合計		21,023,014	124,974	21,147,988

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		5,016,096 ^{千円}	124,974 ^{千円}	5,141,070 ^{千円}
	4 子ども・子育て支援納付金分	0	124,974	124,974
歳出合計		21,023,014	124,974	21,147,988

議第42号

土地の処分について

次のとおり、土地を売却する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- 1 売却する土地の所在、種目及び数量
山形市寺西45番6ほか
宅地 14,354.51平方メートル
- 2 売却の相手方
アリオンテック株式会社

理 由

山形北インター産業団地分譲用地の一部を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第43号

消防ポンプ自動車の購入について

次のとおり、消防ポンプ自動車を購入する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金77,366,280円 |
| 4 | 購 入 先 | 近藤防災株式会社山形営業所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

消防ポンプ自動車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第44号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり、高規格救急自動車を購入する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金40,055,537円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形トヨタ自動車株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

高規格救急自動車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第45号

業務委託契約の締結について

次のとおり、業務委託契約を締結する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 業務の名称 | 消防救急デジタル無線設備整備事業業務 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 委託金額 | 金715,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部 |

理由

消防救急デジタル無線設備整備事業業務について、株式会社ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第46号

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について

令和元年12月13日に議決を経た令和元年議第91号「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

3契約金額の項中「金3,036,071,293円」を「金3,116,715,467円」に改める。

理 由

市南部への児童遊戯施設整備事業に係る契約について、契約金額を変更しようとするものである。

議第47号

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する
条例の一部改正について

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

(山形市市税条例の一部改正)

第1条 山形市市税条例(昭和40年市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改
める。

第25条第1項ただし書中「及び第26条の3第1項」を「並びに第26条の3第1項第
2号及び第3号並びに第2項第4号」に改める。

第26条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」
(「」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条
第5項」に改める。

第26条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支
払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規
定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下
この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行
規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等
支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。）の支払を受ける第10条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第40条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有するもの
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者に限る。）の支払を受ける第10条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下である者に限る。）を有するもの

第26条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第51条中「土地にあつては」を「土地又は家屋にあつては」に改め、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第8条の4中「又は附則第26条の3第1項」を「、附則第26条の2の2第1項又は附則第26条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第11条の2中第6項を第13項とし、第3項から第5項までを7項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の7項を加える。

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第11条の2に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第23条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第26条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第26条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22

条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第26条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第6条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例（平成19年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山形市市税条例第25条第1項ただし書、第26条の2及び第26条の3の改正規定並びに同条例附則第7条及び附則第8条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中山形市市税条例第51条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第1条中山形市市税条例第22条第2項の改正規定並びに同条例附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに同条例附則第10条の2及び附則第23条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中山形市市税条例附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
並びに同条例附則第26条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項
の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律
第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の
3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき
公的年金等について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、
同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の山形市市税
条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の山形市市税条例附則第8条の3第1項及び第2項
の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正
する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第
7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規
定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされ
る同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規
定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅
及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に
規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定によ
り同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改
築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条
第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等
とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるとこ
ろによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同
日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定
する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる
同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定
により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅
を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第
10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅

等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の山形市市税条例附則第8条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第23条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第23条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第26条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の改正に伴い、住宅ローン控除制度の延長、固定資産税の課税標準の特例措置に係る特例割合の設定など、所要の改正を行おうとするものである。

議第48号

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
について

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条
例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする
児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満
3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育
事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中
「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。次項において
同じ。)」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、
満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限
定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、
同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2

項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」」を削る。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

附則第6項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の

数」に改める。

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、小規模保育事業等の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第49号

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事
業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模
保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子ど
もをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」
を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保

育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定こども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上

保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、それぞれ当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。次項及び第5項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。次項及び第5項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第4項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改める。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40

条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、

基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うとするものである。

議第50号

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第36条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第4項、第6項又は第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「1人に限って」を「1人に限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次

に「（同条第3項又は附則第6項若しくは第7項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第4項又は前2項」を「第36条第3項又は附則第4項若しくは前2項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないとした場合の同条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第36条第3項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、保育所の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第51号

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第1条 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例(平成31年市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者
については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語
聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学
院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し
た者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有
すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であ
って、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれか
に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」と
いう。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として
従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等
が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体

制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表中

「

附則第3項	第6条第1項又は第4項の規定により保育士の資格を有する者でなければならない保育に従事する職員	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
-------	--	-------------------------------

を

」

「

第6条第6項	第6条第1項の規定により保育士の資格を有する者でなければならない保育に従事する職員	特定理学療法士等
附則第3項	第6条第1項又は第4項の規定により保育士の資格を有する者でなければならない保育に従事する職員	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者

に改める。

」

附則に次の1項を加える。

- 8 第6条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第6条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に

「（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限

る。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第5条第2項の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正に伴い、認定こども園の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第52号

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部改正について

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成30年市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える。

第6条第3項の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表
備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務す
る理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律
第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を
専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人
及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる
者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児
の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、か
つ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を
もって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する

場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第13条及び第14条の表第6条第1項の項読み替える字句の欄中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「第6条第3項の表備考第5号又は附則第9項から前項まで」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 第6条第3項の表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う職員を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第53号

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す
る。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年市条例第30号）の一部を次
のように改正する。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から9の項までを1項ずつ繰り上げ
る。

別表第2の3の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表
中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項
とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

個人番号の独自利用事務等について、規定の整備を行おうとするものである。

報第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

写

専第4号

令和7年度山形市一般会計補正予算について

令和7年度山形市一般会計補正予算（第10号）は、別記のとおりとする。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

山形市長 佐藤孝弘

別 記

令和7年度山形市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度山形市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場空調設備等整備事業 （第一中学校ほか4校）	千円 599,851	千円 733,950

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

繰越明許費に関する調書

変更

款	項	事業名	金額			翌年度繰越額		
			補正前 の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	補正後 の額 <small>千円</small>	補正前 の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	補正後 の額 <small>千円</small>
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場空調設備等整備事業 (第一中学校ほか4校)	733,950	-	733,950	599,851	134,099	733,950

左 の 財 源 内 訳														
既収入特定財源			未 収 入 特 定 財 源									一 般 財 源		
			国(県)支出金			地 方 債			そ の 他					
補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	224,394	23,272	247,666	371,600	110,400	482,000	-	-	-	3,857	427	4,284

報第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

写

専第5号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

山形市長 佐藤 孝弘

別紙

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、第68条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第68条の6第1項の申告書、」を削る。

第8条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第16条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第67条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第67条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第68条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第68条の3から第68条の8までを削る。

第68条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第68条の3とする。

第69条（見出しを含む。）、第70条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第72条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第74条の見出し、第74条の2（見出しを含む。）並びに第74条の3の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条第2項中「、第68条の2若しくは第68条の9第2号及び第3号」を「若しくは第68条の2、第68条の3第2号若しくは第3号」に、「第67条第3項ただし書」を「第

67条第2項ただし書に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条第1項中「第68条の9第1号」を「第68条の3第1号」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第8条の5第1項及び第8条の8中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改める。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第11条の2第3項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第16項を第5項とし、第17項を第6項とする。

附則第11条の5中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11条の6第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改める。

附則第11条の7第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第11条の9第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第11条の12中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11条の13の見出し中「改修実演芸術公演施設等」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する

建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第19条の2から第19条の6までを次のように改める。

附則第19条の2から第19条の6まで 削除

附則第19条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第19条の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第20条第3項第2号、第21条第3項第2号及び第22条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第23条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第25条第5項第2号、第26条第2項第2号及び第26条の3第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第26条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第26条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第29条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を

「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項及び第3項に定めるものを除き、この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(山形市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 山形市市税条例の一部を改正する条例(平成26年市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報第4号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

写

専第6号

山形市国民健康保険税条例等の一部改正について

山形市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

山形市長 佐藤 孝弘

別紙

山形市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(山形市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 山形市国民健康保険税条例(昭和36年市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条に次の1項を加える。

4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条に1項を加える改正規定中「額とする」の次に「。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする」を加える。

第20条第1項各号列記以外の部分を改め、同項第1号に次のように加える改正規定を次のように改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からカからクまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第4条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について840円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ク 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ロ) 特定継続世帯 473円

第20条第1項第2号に次のように加える改正規定を次のように改める。

第20条第1項第2号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ク 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ロ) 特定継続世帯 338円

第20条第1項第3号に次のように加える改正規定を次のように改める。

第20条第1項第3号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ク 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ロ) 特定継続世帯 135円

第20条第3項に2号を加える改正規定を次のように改める。

第20条第3項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の9の規定により算定した被保険者均等割額
(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。